

■評価機関概要

認 証 番 号	福岡40-22002	登 録 年 月	平成20年3月
法 人 名	公益社団法人 福岡県社会福祉士会	法 代 表 者 人 名	代表理事 高田 裕矢
評 価 機 関 名	公益社団法人 福岡県社会福祉士会	評 価 機 関 担 当 者 名	芳川 龍太
評 価 機 関 所 在 地	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-9-12		
T E L	092-483-2944	F A X	092-483-3037
苦 情 受 付 者 担 当	芳川 龍太	苦 情 解 決 者 責 任 者	青柳 壮悟
評 価 調 査 者	a 組織運営系 14名		b 福祉系 42名
関係規程等及び評価料金表	※関係規程等及び評価料金表は以下のとおり		
評 価 機 関 自 己 P R 欄	本会は福祉の国家資格である社会福祉士の団体で、評価調査者は全員、福祉分野における資格と経歴の持ち主です。 審査に当たっては、その専門性を活かし、真に利用者本位のサービスが提供されているかどうかの視点に立って評価します。 また、評価結果については、客観性や公正・中立性を担保するため、第三者委員からなる評価決定委員会において精査し、最終決定することになっています。		

公益社団法人福岡県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価機関 事業内容等に関する規程

規程第 37 号
2008 年 3 月 6 日制定

（目的）

第 1 条 福祉サービス第三者評価機関公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）は、福祉サービス利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、福祉サービスの質の向上を目的として福祉サービス第三者評価事業を実施する。

（所在地）

第 2 条 本会の事務局を福岡市博多区博多駅前 3 丁目 9 - 1 2 に置く。

（評価対象事業所）

第 3 条 本会は、①児童福祉施設分野の児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、②障害児・者施設分野の障害児・者施設、③高齢者等福祉施設分野の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、救護施設の第三者評価事業を実施する。

（評価調査者）

第 4 条 本会には、2 名以上の評価調査者を置く。

（事業責任者）

第 5 条 本会に事業責任者を置く。

（会計責任者）

第 6 条 本会に事務局を置き、会計責任者を置く。

（苦情解決）

第 7 条 本会に、苦情解決責任者、苦情受付担当者を置く。

（評価方針）

第 8 条 本会は、評価の実施にあたって、別に定める評価手順に基づいて評価事業を行うものとする。また、サービス利用者及びその家族の意思に十分配慮し、別に定める倫理規程に則った評価を行うものとする。

（研修）

第 9 条 本会は、第三者評価機関として事業者、利用者からの信頼をより高めるため、第三者評価に関する研修を継続して実施するものとする。

（情報の管理）

第 10 条 本会は、別に定める守秘義務規程に則って、第三者評価事業実施に関する情報全般を管理し、サービス利用者及びその家族並びに本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所に関する情報が第三者に漏洩しないよう適切な管理を行うものとする。

（改廃）

第 11 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2008 年 3 月 6 日から施行する。
2. この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人福岡県社会福祉士会
福祉サービス第三者評価機関 第三者評価の手法に関する規程

規程第 39 号
2008 年 3 月 6 日制定

（契約の締結）

第 1 条 福祉サービス第三者評価機関公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「**国会**」という。）は、受審を希望する福祉サービス事業所（以下「**受審事業所**」という。）と第三者評価実施に関する契約を締結する。

（事前説明）

第 2 条 本会は、事前に受審事業所を訪問し、評価方法の説明を行う。この場合、事業所の希望によっては、利用者及びその家族への説明会も実施する。

（書面調査【自己評価】）

第 3 条 本会は、事前に福岡県福祉サービス第三者評価機関業務実施要領第 3 条に定める「事業者の組織及び事業の概要等を示す書類」の提出を求め、その内容について事前点検を行う。また、事前に提出された「福岡県福祉サービス第三者評価基準」に基づく、自己評価結果票について十分な検討・分析を行う。

（利用者の意向の把握調査【利用者アンケート】）

第 4 条 本会は、「利用者調査票」に基づき、利用者本人やその家族への調査（アンケート）を行い、その意向を把握する。

（訪問調査）

第 5 条 本会は、1 件の評価事業について、評価調査者 2 名以上による訪問調査を実施する。

（個人情報の取り扱い）

第 6 条 本会は、事前調査、利用者の意向の把握調査にかかる調査票については、各個人の回答結果を評価機関以外の者が見ることができないような方法を用いることとする。

（評価結果報告書の作成）

第 7 条 本会は、評価結果を作成し、受審事業所と確認を行うものとする。福岡県推進機構へは、受審事業所に確認を行ったのち、福岡県福祉サービス第三者評価機関業務実施要綱第 8 条の規定に基づき、報告する。

2. 評価結果報告書の作成に際しては、評価調査者の作成した評価結果の見直しと、評価決定委員会で審議・決定した最終評価をもとに、すみやかに作成しなければならない。その作成に当たる者に 1 件あたり 15,000 円を報酬として支払うものとする。

（受審事業所との合意）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、評価手順に係る内容について受審事業所との合意により、定めることができるものとする。

（改廃）

第 9 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2008 年 3 月 6 日から施行する。
2. この規程は、2010 年 2 月 28 日から施行する。
2. この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人福岡県社会福祉士会
福祉サービス第三者評価機関 個人情報の取扱いに関する規程

規程第 41 条
2008 年 3 月 6 日制定

（目的）

第 1 条 福祉サービス第三者評価機関公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「**本会**」という。）は、第三者評価事業（以下「**評価事業**」という。）の実施に際して適切に個人情報を取り扱うため、以下のとおり個人情報の取扱いに関して必要な事項を定める。

（基本的事項）

第 2 1 条 本会は、個人情報の重要性を認識し、評価事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 3 条 本会は、評価事業を実施する上で知り得た、サービス利用者及びその家族並びに本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所（以下「**受審事業所**」という。）に関する情報を、みだりに他人に洩らしてはならない。
なお、これは本会と受審事業所との間で交わされる評価契約終了後も同様とする。

（従事者への周知）

第 4 条 本会は、評価調査者をはじめ評価決定委員会委員並びに評価事業に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、評価事業の実施に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（適正管理）

第 5 条 本会は、評価事業の実施に当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第 6 条 本会は、評価事業の実施のために個人情報を収集するときは、必要最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第 7 条 本会は、受審事業所の指示がある場合を除き、評価事業の実施に当たって知り得た個人情報を、その目的以外の目的のために利用し、又は受審事業所の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（廃棄）

第 8 条 本会は、評価事業の実施に当たって知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（事故報告）

第 9 条 本会は、評価事業の実施に当たって個人情報の漏えい等安全の確保の上で問題となる事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに受審事業所に報告し、受審事業所の指示に従うものとする。

（改廃）

第 1 0 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2 0 0 8 年 3 月 6 日から施行する。
2. この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人福岡県社会福祉士会
福祉サービス第三者評価機関 守秘義務に関する規程

規程第 40 号
2008 年 3 月 6 日制定

（目的外使用の禁止）

第 1 条 福祉サービス第三者評価機関公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「**本会**」という。）は、第三者評価機関として情報を収集する場合、第三者評価事業（以下「**評価事業**」という。）実施に必要な最小限の情報のみ収集し、収集した情報を評価事業以外の目的には決して使用しないものとする。

（漏洩の禁止）

第 2 条 本会は、評価事業を実施する上で知り得た、サービス利用者及びその家族（以下「**利用者等**」という。）並びに本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所（以下「**受審事業所**」という。）に関する情報を第三者に漏洩しない。また、本会が評価事業を実施するにあたり、外部者に対して協力依頼した場合には、当該外部者が知り得た利用者等並びに受審事業所に関する情報を、第三者に漏洩しないよう適切な指導を行うものとする。なお、この守秘義務は本会と受審事業所との間で交わされる評価契約終了後も同様とする。

（受審事業所への報告）

第 3 条 本会は、評価事業を行うなかで実施した利用者の意向の把握調査及び自己評価における受審事業所の各職員の評価結果については、記入者が特定されないように加工した上で受審事業所に報告するものとする。また、実際に使用し、回答の記入された個別の調査票については、受審事業所やその他の第三者に漏洩しないように、評価終了後に破棄する等の処置を行う。

（訪問調査時の利用者等情報の取り扱い）

第 4 条 本会は、評価事業を実施するにあたり、原則として訪問調査の際、利用者等に関する情報が記載された書面は、訪問調査先で確認することとし、持ち帰らないものとする。

（受審事業所情報等）

第 5 条 本会は、受審事業所に関する情報が記載された書類については、第 3 条に定める回答の記入された利用者の意向の把握調査票及び受審事業所の職員の自己評価票を除き、原則として訪問調査の際、現地で確認することとし、持ち帰らないものとする。
ただし、受審事業所の同意がある場合は、この限りではない。

（改廃）

第 6 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2008 年 3 月 6 日から施行する。
2. この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人福岡県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価機関 倫理規程

規程第 42 号
2008 年 3 月 6 日制定

（総則）

- 第 1 条** 福祉サービス第三者評価機関公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「**本会**」という。）は、常に公正・中立な立場で福祉サービス第三者評価機関として第三者評価事業（以下「**評価事業**」という。）を実施するため倫理規程を定め、実践するものとする。
- 2** 本規程において、本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所を「**受審事業所**」という。

（使命及び責任）

- 第 2 条** 本会は、福祉サービス利用者（以下「**利用者**」という。）に対しては、利用者にとって最適な福祉サービス事業所（以下「**事業所**」という。）を選択できるようなサービス情報を提供し、また事業所に対しては、質の高いサービスを提供することができるように、客観的な立場による評価を実施することにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とする。
- 2.** 本会は、第 1 項の使命の達成にふさわしい第三者評価機関となるべく、常に必要な技術、知識の習得など日々研鑽するものとする。

（公正）

- 第 3 条** 本会は、評価事業の実施にあたり、受審事業所または利用者に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって評価事業を実施し、その信頼の保持に努めるものとする。

（人権の尊重）

- 第 4 条** 本会は、評価事業を実施するにあたり、利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意思に十分配慮し、人権を尊重する。また、本会が評価事業を実施するにあたり、外部者に対して協力依頼した場合には、当該外部者が利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意思に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

（窓口の設置）

- 第 5 条** 本会は、当該評価事業に関する問い合わせや苦情等の受付窓口を設け、受審事業所、利用者及びその家族に周知する。

（評価契約の締結）

- 第 6 条** 本会は、本会と受審事業所との間に評価事業の公正・中立を害するような利害関係が生じ、評価事業の実施に支障を来すおそれがあるときは、当該受審事業所と評価契約を締結しない。

（受審事業所との関係）

- 第 7 条** 本会は、評価契約を締結している受審事業所との間において、評価の公正・中立を害するような一切の利害関係を生じさせないものとする。

（配慮義務）

- 第 8 条** 本会は、評価事業の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて、受審事業所に業務上の不必要な負担をかけたり、不利益をもたらすようなことはしない。

(紛争の防止)

第9条 本会は、受審事業所との信頼関係を保持し、紛争がないように努め、紛争が生じたときは福岡県推機構に速やかに報告するとともに、早期解決にあたるものとする。

(福岡県推進組織との関係)

第10条 本会は、評価事業実施にあたっては、評価の公正・中立を害しない限り、福岡県推進機構の指示を遵守するものとし、福岡県推進機構が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2008年3月6日から施行する。
2. この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人福岡県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価機関 苦情の解決方法に関する規程

規程第 43 号
2008 年 3 月 6 日制定

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）が福祉サービス第三者評価機関として実施した評価に関する福祉サービス事業所（以下「受審事業所」という。）並びにサービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの異議や苦情（以下「苦情等」という。）に対して、適切な解決を図ることを目的として必要な事項を定める。

（苦情解決責任者）

第 2 条 本会に、苦情解決責任者を置き、事務局の職にある者をもって苦情解決責任者とする。

（苦情受付窓口）

第 3 条 本会に、受審事業所及び利用者等からの苦情等の申し立て窓口を設置し、苦情受付担当者を配置する。

2. 苦情受付担当者は、苦情等の申し立てを受けた年月日、苦情申立者、苦情等の内容、回答の可否を「苦情受付票」に記録する。

（苦情等の報告）

第 4 条 苦情受付担当者は、受け付けた苦情等は、すべて苦情解決責任者に報告する。

2. 苦情解決責任者は、当該評価事業者の評価を担当した評価調査者（以下「担当評価調査者」という。）及び評価決定委員会に苦情等の内容を報告する。

（苦情等への対応）

第 5 条 苦情解決責任者は、苦情等のうち回答を必要とするものについては、速やかに「担当評価調査者会議」を開催して、苦情等の内容について事実関係を確認するとともに、調査の経過について報告を受けるものとする。

2. 苦情解決責任者は、担当評価調査者会議の報告をもとに、「評価決定委員会」を開催して、苦情等に対する回答を取りまとめるものとする。

（苦情等への回答）

第 6 条 苦情解決責任者は、受審事業者及び利用者等から申し立てのあった苦情等に対しては、1 ヶ月以内に文書で回答するものとする。

2. ただし、回答が 1 ヶ月を超える見込みのある場合は、予め苦情申立者に遅延の理由と回答時期について説明し、了解を求めるものとする。

（福岡県推進機構への報告）

第 7 条 受審事業者及び利用者等からの苦情等の申出及び解決の結果については、速やかに福岡県推進機構に報告するものとする。

（改廃）

第 8 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2008 年 3 月 6 日から施行する。

2. この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。

評価機関名 公益社団法人 福岡県社会福祉士会

苦情受付窓口

苦情解決責任者	あおやぎ そうご 青柳 壮悟
苦情受付担当者	よしかわ りゅうた 芳川 龍太
受 付 時 間	9：00～17：00（土・日・祝日を除く）
電 話 番 号	092-483-2944
F A X 番 号	092-483-3037
メールアドレス	info@facsw.or.jp

福祉サービス第三者評価事業

評価料金表

A 基本料金（調査員 2 人）

サービス種別（共通）	料 金
社会的養護関係施設 障がい児・者施設 高齢者等福祉施設 保育施設（保育所）【注】	280,000円【税込み】

【注】企業主導型保育事業は、第三者評価の対象ではありません。

B 利用者アンケート調査料金 【注】社会的養護関係施設は必須です。

調査方法	対象	料金（一人当たり）	内容
とめおき調査	利用者 家族	550円 【税込み】	調査票と封のできる回収用封筒を 対象者に配付していただき、回収後 調査票の入った封筒を開封せず本 会へまとめてお送り下さい。 【注】回収した全調査票を社会福祉士 会へ送付いただく際の費用は貴社にて ご負担下さい。
郵送調査		770円 【税込み】	調査票と本会宛ての返信用封筒（切 手貼付済み）を配付していただき、 記入後指定期日までに投函してい ただくようお願いして下さい。 本会が回収します。

- ※ 乳児院の場合は、郵送調査となります。
- ※ 児童養護施設の場合は、小学4年生以上が対象となります。
- ※ 母子生活支援施設の場合は、母親と子ども（小学4年生以上）が対象となります。
- ※ 保育所は、保護者（世帯）が対象となります。
- ※ 郵送調査は、とめおき調査に比べ回収率が下回る傾向があります。

$$\bullet \text{評価料金} = \text{A 基本料金} + \text{B 利用者アンケート調査料金} \\ \text{（一人当たり単価} \times \text{人数）}$$

公益社団法人福岡県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価機関 評価決定委員会の設置に関する規程

規程第38号
2008年3月6日制定

(目的)

第1条 公益社団法人福岡県社会福祉士会(以下「本会」という。)は、福祉サービス第三者評価機関として、評価結果の公正・中立性を確保するため、第三者からなる評価決定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、決定及び助言を行う。

- (1) 評価機関としての評価の最終決定に関すること。
- (2) 評価結果に対する異議や苦情への対応に関すること。

(構成)

第3条 本会は、次に掲げる者であって、それぞれ2名以上、計6名以上の委員を委嘱し、委員会を構成する。

- (1) 福祉、医療、法律、経営及び評価等学識経験者
- (2) 社会福祉事業の経営者又は従事者
- (3) 福祉サービス利用者又は市民

2 ただし、前項の委員は、本会の代表者、役員、評価調査者でない者であって、かつ本会と雇用関係にある者は含まれないものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げないものとする。なお、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 削除

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて第三者評価運営委員会委員長が招集する。また、第三者評価運営委員会から1名が会議の司会進行役として出席し議事を進行する。

2 委員会の開催は、第3条第1項各号の各1名以上の委員の出席をもって成立する。

3 評価の決定は、評価調査者が作成した評価結果及び調査報告等をもとに、出席委員の合議により最終決定する。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定める。

(改廃)

第9条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2008年3月6日から施行する。
2. この規程は、2010年7月25日から施行する。
3. この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。
4. この規程は、2013年6月30日から施行する。
5. この規程は、2022年9月11日から施行する。